

～令和6年度に高校1年生年齢となるお子さんがいる家庭へ～

## 子ども医療費助成の受給資格に関する状況確認（申請）のお願い

令和6年度に高校1年生年齢となる方に対し、町から、子ども医療費助成の受給資格に関する状況確認の案内文書を送付しました。

子ども医療費助成を引き続き受給する場合は、原則、**電子申請（LoGo フォームでの申請）**をお願いします。電子申請ができない場合は、同封の状況確認書を記入いただき、①学生証（または在学証明書）の写し、②お子さんの健康保険証の写しを添付の上、立山町役場 住民課 医療保険係へ提出ください。

申請内容を審査し、令和6年4月以降も引き続き、子ども医療費助成の対象となる方には、新しい「子ども医療費受給資格証（ピンク色）」を順次送付します（現在お持ちの受給資格証は返送、またはご自身で破棄願います）。



←電子申請（LoGo フォームでの申請）は、  
こちらをスマートフォン等で読み取ってください。  
もしくは下記 URL を直接入力してください。  
<https://logofom.jp/form/BsAJ/505650>

### ●申請（提出）期限 令和6年5月31日（金）

※期限を過ぎた場合においても、学生証（または在学証明書）がお手元に届き次第、提出いただきますようお願いいたします。

### ●助成対象とならない方

15～18歳の方について…

立山町外在住である場合、生活保護を受給している場合、婚姻している場合、就職先の社会保険等にご自身で加入している（社会保険の扶養になっていない）場合、国民健康保険法に定める世帯主である場合、他の医療費助成制度を受給している場合 等

### ●助成を受ける方法

年齢により、助成方法が異なります。

- 中学生以下…富山県内で受診 ⇒ 現物給付  
富山県外で受診 ⇒ 償還払い
- 高校生以上…すべての受診 ⇒ 償還払い

※注意

医療機関にかかる度に、償還払いの申請をする必要はありません。受診した領収書を複数まとめて申請いただくことも可能です。

現物給付	現物給付…受給資格証、健康保険証を医療機関等窓口で提示すると、保険診療の自己負担分がその場で無料になります。
償還払い	償還払い…医療費を支払後、下記の①～④を役場にお持ちください。手続き後、後日指定の口座にお振り込み致します。 ① 領収証（氏名・保険点数等記載のあるもの） ② 保険証 ③ 印鑑（シャチハタ以外） ④ 振込先のわかるもの（保護者名義）



<問い合わせ先・提出先> 住民課医療保険係 TEL：462-9940